特定建築物等定期報告 作成マニュアル

防火設備

定期検査報告書の記入例

第三十六号の八様式(第六条関係)(A4)

02009992

(必ず記入して下さい)

定期検査報告書

防火設備 (第一面) 提出の際は空欄でお願いします (窓口で受け付け完了時に、日付を 記入してください。)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載 の事項は、事実に相違ありません。

特定行政庁

福岡県知事

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 〇〇会 〇〇病院

記載内容は他の報告(建築物、 建築設備)と同一としてください。

報告者氏名

理事長 ◇◇ ◇◇

検査者氏名

【 1 . 所有者】

【 イ. 氏名のフリガナ】OOカイ OOヒョウイン リシチョウ ◇◇ ◇◇

【口,氏 名】

○○会 ○○病院 理事長 ◇◇

【ハ.郵便番号】

811-***

【 ニ. 住 所】

福岡市東区△△△△1丁目1番1号

【 ホ. 電話番号】

000-000-0000

報告者氏名は、所有者と管理者が異なる 場合は、管理者を記入してください。

【 2 . 管理者】

【 イ.氏名のフリガナ】OOカイ OOビョウイン リシチョウ ◇◇ ◇◇

口.氏 名】 ○○会 ○○病院 理事長 ◇◇ ◇◇

【ハ.郵便番号】

811-***

【 二. 住 所 】

福岡市東区△△△△1丁目1番1号

【 ホ. 電話番号】

000-000-0000

【 3 . 報告対象建築物】

【 イ. 所 在 地】

福岡県大野城市上大利〇一〇一〇

【ロ.名称のフリガナ】OOカイ OOビョウイン

【 ハ. 名 【二.用

称】 涂】

〇〇会 〇〇病院

病院

てください。指摘がない場合は「指摘な し」にチェックを入れてください (記入例は参考です。検査結果表の内

検査結果表の指摘概要を全て記入し

容と一致していません。)

【 4 . 検査による指摘の概要】

【 イ. 指摘の内容】

✓要是正の指摘あり

(既存不適格)

指摘なし

【 ロ. 指摘の概要】

・防火扉(3)枠の劣化・防火シャッター(10)~(14)危害防止装置ナシ(既存不適格)

【 ハ. 改善予定の有無】

▼有 (令和 ○ 年 ○ 月に改善予定)

6

	4III.
	ш.
	2111

【 ニ. その他特記事項】

※受付欄				*	特記欄	※整理番号欄
令 和	年	月	П			
第			号			
係員氏	名					

1	整理番号	管理者(所有者)宛に送付した通知文書に記載している番号を必ず記入してください。 (防火設備の報告は末尾が2となります。)
2	特定行政庁	建築物の所在地ごとに 北九州市内: 北九州市長 、福岡市内:福岡市長、久留米市内:久留米市長 大牟田市内:大牟田市長、それ以外:福岡県知事となります。
3	提出日	報告書をセンターに提出する日付を記入してください。 なお、訂正・添付書類不足等で受付できないこともありますので、 <mark>窓口で記入</mark> してください。
4	報告者氏名	法人の場合は会社名、代表者の役職名、氏名を記入してください。 所有者、管理者が異なる場合は <mark>管理者</mark> を記入してください。 <mark>※令和3年1月より、下記の検査者も含めて押印が不要となりました。</mark>
4	検査者氏名	検査者が2名以上のときは、 <mark>代表となる検査者</mark> を記入してください。
5	所有者管理者	所有者、管理者が法人のときはそれぞれ法人の名称、代表者の役職、氏名、住所、電話番号を記入してください。 ※結果通知書や次回の通知文書は管理者宛に送付されます。 郵便物の届く住所を記入してください。(部屋番号も記入してください。) 管理者(所有者)が変更となった時は、変更届のご提出をお願いします。 (変更届は、住宅センターホームページからダウンロードできます。)
6	報告対象建築物	所在地は、 <mark>住居表示</mark> でお願いします。 建物名称は、 <mark>現在の名称</mark> を記入してください。
7	検査による指摘の概要	第二面の【6. 防火設備の検査の状況】のまとめを記入してください。 【イ. 指摘の内容】・・・「検査結果表」の判定が ・全て指摘なしの場合→口指摘なしにチェック ・一つでも要是正判定があった場合→口要是正にチェック ※但し、要是正項目の全てが既存不適格の場合は口既存不適格にもチェックを 入れてください。(一部でも既存不適格ではない是正がある場合は口要是正のみ にチェック) 【ロ. 指摘の概要】・・・・・・要是正又は既存不適格と判定された項目について全て記入して ください。 【ハ. 改善予定の有無】・・・・・改善予定が有の場合、その予定の最も早い日付を記入して ください。 【二. その他の特記事項】・・・・指摘された事項以外で特に報告すべき事項があれば記入 してください。

- 「要是正」とは・・・平成28年国土交通省告示第723号別表(に)の判定基準を参考にしてください。
- 「既存不適格」とは・・・建築物が建築された時点での法令に適合していたが、その後に定められた法令に 合わない場合を「既存不適格」といいます。この場合、法の不遡及の原則によりその法令は適用されません。

防	火設備の状況等	
[1. 建築物の概要】 【イ. 階 数】 地上 O 階 地下 【ロ. 建築面積】 OOO m 【ハ. 延べ面積】 OOO m	8
Ţ	【□.確認済証交付者】 ✓ 建築主事等	O年 O 月 O 日 第 OO ■ 号
1	【ロ.前回の検査】 ✓実施 (令和 ○ 年	E ○ 月 ○ 日実施 E ○ 月 ○ 日報告)
1	4. 防火設備の検査者】 (代表となる検査者) 【イ. 資格】(1級)建築士 防火設備検査員 【ロ. 氏名のフリガナ】◆◆◆◆◆	(大臣)登録第 ***** 号 第 号
	【 ハ. 氏 名 】	11 (福岡県)知事登録第 1-***** 号
	【 へ. 所 在 地 】 福岡市博多区 Δ Δ Δ 1-1-1 【 ト. 電話番号 】 OOO-OOO (その他の検査者) 【 イ. 資 格 】 () 建築士	1級建築士、2級建築士の資格で定期検査する場合には、 建築士法第23条の定めにより建築士事務所登録が必要です () 登録第 号
	防火設備検査員 【ロ.氏名のフリガナ】■■ ■■ 【ハ.氏 名】 ■■ ■■ 【ニ.勤務先】 ◆◆-級建築士事務所 (1級)建築士事務所	第 B00***** 号 (福岡県)知事登録第 1-***** 号
_	【 ホ. 郵便番号 】 812-**** 【 ヘ. 所 在 地 】 福岡市博多区△△△1-1-1 【 ト. 電話番号 】 ○○○-○○○	両開き扉や折れ戸も枠が一つな ので一枚として数えてください。
	∠ 全館選 【 口. 防火設備 】 ✓ 防火扉(10 枚)	離安全検証法 (階) 階避難安全検証法
	✓防火シャッター(2✓耐火クロススクリーン□ドレンチャー(←□その他(ドレンチャーがある場合、散水
[6. 防火設備の検査の状況】 【イ. 指摘の内容】 【ロ. 指摘の概要】 ・防火扉 (3)枠の劣化・防火	あり (既存不適格) 指摘なし シャッター(10)~(14)危害防止装置ナシ(既存不適格)
	【ハ. 改善予定の有無】 ✓ 有 (令和	
[7. 防火設備の不具合の発生状況】 【イ. 不 具 合】 □有 ▼無 【ロ. 不具合記録】 □有 □無 【ハ. 改善の状況】 □実施済 □改善予定	検査結果表の中から該当する 内容を記入してください。(記入 例は参考です。検査結果表の
[8. 備考】	内容と一致していません。

15

8	建築物の概要	(イ)(ロ)(ハ)は直前の確認(完了)検査の申請書類等に記載されているものを記入してください。
9	確認済証 交付年月日等	【イ. 確認済証交付年月日】及び【ハ. 検査済証交付年月日】は検査対象の防火設備に関する直前の確認済証交付年月日及び検査済証交付年月日を記入してください。
10	検査日等	【イ. 今回の検査】・・・検査が終了した年月日を記入してください。 【ロ. 前回の検査】・・・前回の報告年月日を記入してください。
11	防火設備の 検査者	複数で検査を実施した場合、検査資格を有する検査者を全て記入してください。 検査者資格を持たない方が検査の補助をする場合、その方は記入しないでください。 建築士の資格により検査した場合は、事務所登録番号を必ず記入してください。 検査者の勤務先・住所・電話番号も忘れずに記入してください。 防火設備検査員の資格により検査した場合は、資格者証の交付番号を記入してください。
12	防火設備の 概要	【イ.避難安全検証法等の適用】 ※適用がなければ、未記入で結構です。 ・ 区画避難安全検証法:建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法 ・ 階避難安全検証法:建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法 ・ 全階避難安全検証法:同令129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法 ・ その他:同法68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は旧法第38条の規定による認定を受けている場合は、チェックを記入してください。 【ロ.防火設備】 ・ 防火扉・・通常時は全開状態で、火災時に感知器や温度ヒューズ等により自動的に閉鎖する扉 ・ 防火シャッター・・・通常は開放され、火災時に感知器や温度ヒューズ等により自動的に閉鎖するシャッター ・ 耐火クロススクリーン・・・火災時に感知器と連動し、スクリーンが天井裏から降下し火災の拡大を防止するもの ・ ドレンチャー・・・圧力水により水幕を張り延焼拡大を防止する設備 ・ 【ロ. 防火設備】には、常時閉鎖式の防火設備は含まれません。
13	防火設備の 検査の状況	検査結果表(別記第一号~第四号)の検査の結果を記入してください。 【イ. 指摘の内容】・・・「検査結果表」の判定が ・全て指摘なしの場合→□指摘なしにチェック ・一つでも要是正判定があった場合→□要是正にチェック ※但し、要是正項目の全てが既存不適格の場合は□既存不適格にも チェックを入れてください。(一部でも既存不適格ではない是正がある場合は□要是正のみにチェック) 【ロ. 指摘の概要】・・・・・要是正又は既存不適格と判定された項目について 全て記入してください。 【ハ. 改善予定の有無】・・・改善予定が有の場合、その予定の最も早い日付を 記入してください。
14	防火設備の 不具合の 発生状況	不具合等とは、前回検査時以降に把握した防火設備の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するものなどです。 不具合等があった場合は、【イ: 不具合】の口有にチェックし、【ロ】及び【ハ】についてもチェックを入れてください。また、第三面(防火設備に係る不具合等の状況)にも不具合の概要を記入してください。口無にチェックをした時は【ロ】及び【ハ】はチェックしません。
15	備考	各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき項目があれば記入してください。

不具合を 把握した 年月	不具合	の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善措置の概要等
			16		
		不具合には、	, 今回の定期検査の指摘事項は	は、含まれません。	

•	前回検査報告した後に把握した、防火設備の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化	ć
	に起因するものについて記入してください。	

・ 「考えられる原因」は不具合が生じた原因を記入してください。原因が不明な時は「不明」と記入してください。

16

防火設備に係る 不具合等の状況

- ・「改善措置の概要等」既に改善を実施している場合または改善の予定がある場合、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合は、その理由を記入してください。
- ・「不具合」と「要是正」は、意味が異なります。(※不具合には、今回の定期検査の 指摘事項は含まれません。)
- 前回の検査時以降に不具合等を把握していない場合は、第三面は省略できます。

該当する防火設備の検査結果表を添付してください。

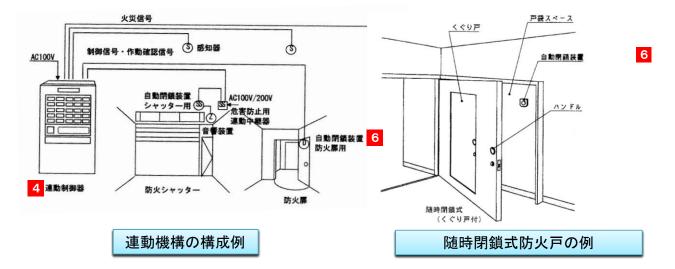
検査結果表の記入例と記入方法の解説

別記第一号 (A4)

検査結果表 (防火扉) 感知器連動 防火扉の記入例

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与した 検査者	代表となる検査者	** **	1
	その他の検査者	•• ••	2

							検査結果			
番号	様 査 項 目 (4)の検査項目は検査			検査事項		*******	指摘	要是正		担当 検査者
							なし		既 存 不適格	番号
(1)		対象外です。	閉鎖又は作動の障害となる物 状況	物品の放置並びに照明器具	具及び懸垂物	等の	0			1 • 2
(2)			扉の取付けの状況	***************************************		***************************************	$\overline{\mathbf{O}}$			1 • 2
	防火扉(各階 の主要な常閉		扉 枠及び金物の劣化及び指	員傷の状況				0		1 • 2
(4)	防火扉及び以 火ダンパーを 除く。)		固定の状況							
(5)		人の通行の用に供する部分に設ける防火扉 1	作動の状況	運動エネルギーが1	0.1韶▽		0			1 • 2
(6)		煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器	設置位置	は閉鎖力が150N超 「 <mark>要是正」。</mark> ただし、	であれば		0			1 • 2
(7)		2	感知の状況	11月30日以前の建			0			1 • 2
(8)		温度ヒューズ装置	設置の状況	ては判定基準に適合						
(9)		4	スイッチ類及び表示灯の状	場合、「要是正」と「『 格」に〇印を入れま			0			1 • 2
(10)	3 機構	4 連動制御器	結線接続の状況	16 I CONTEXTOR	. 9 0		0			1 • 2
(11)	1000 1119	보는 300 HP 기타 10F	接地の状況				0			1 • 2
(12)			予備電源への切り替えの状態				0			1 • 2
(13)		5 連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				0			1 • 2
(14)	_	5 × 20 00 11 / 11 11 12 10	容量の状況				0			1 • 2
(15)		6 自動閉鎖装置	設置の状況				0			1 • 2
(16)	_		再ロックの防止機構の作動の	O 状況			Ō			1 • 2
(17)			防火扉の閉鎖の状況					1 • 2		
(18)	総合的な作動	かの状況 8	防火区画(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第338号。以下「令」 という。)第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。) の形成の状況					1 • 2		
					そ	単体の原	は小豆の	14型	8	
					置されている					
					要です。					
特記事	≨項									
番号	番号 検査項目		指摘の具体的内容等 な		改善策	改善策の具体的内容等			改善(予 定)年月	
(3)	(3) 枠の劣化		枠に著しい腐食有 補修の上、再塗装		装				R 🔾 . 🔾	



1 (5) 作動の状況

平成17年12月1日に法改正に伴い新たに義務付けされた性能で、防火扉が閉鎖する際、身体に重大な危害が 及ぶおそれがないことを検査します。

判定基準: 運動エネルギーが10J以下で閉鎖力が150N以下であること。

運動エネルギー $K=1/2\times M\times V^2$ K: 運動エネルギー (J) M: シャッター質量 (kg)

V:閉鎖速度 (m/秒)

検査方法: 扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、運動エネルギーを算出。

また、閉鎖力はプッシュプルゲージ等により検査。

なお、運動エネルギーと閉鎖力については(一財)日本建築防災協会の「防火設備定期検査業務基準」や(一社)日本シヤッター・ドア協会等の「防火戸の運用に関する手引き」に判定の目安となる表が掲載されています。

検査結果が判定基準に適合しない場合は「要是正」に○印を入れます。

平成17年11月30日以前の建物で判定基準を下回った場合は、「要是正」と「既存不適格」に〇印を入れます。

2 (7) 感知の状況

試験器を使用し、感知器の確認灯が点滅又は点灯することを確認します。

3 (6)~(16) 連動機構

連動機構とは火災により煙又は熱が発生した場合に、感知器からの火災信号を受信し防火扉を自動的に閉鎖する一連の機構のことです。

4 (9)~(12) 連動制御器

連動制御器とは感知器からの火災信号を受け自動閉鎖装置を起動させるための信号を送るものです。

5 (13)~(14) 連動機構用予備電源

連動制御器内にある予備電源のことで、容量が低下すると連動機構が正常に動作せず防火扉が閉鎖しなくなります。予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認します。

6 (15)~(16) 自動閉鎖装置

連動制御器からの作動信号を受けて自動的に防火扉を閉鎖させるための装置です。

7 (17) 防火扉の閉鎖の状況

感知器を作動させ全ての防火扉の作動の状況を確認します。ただし、(18)の検査が行われるものは除きます。 また、**1**以上の防火扉について予備電源に切り替え作動の状況を確認します。

8 (18) 防火区画の形成の状況

竪穴区画がある場合が対象となります。竪穴区画が複数ある場合は1区画以上について感知器を作動させ複数の防火扉の作動の状況及び防火区画の形成の状況について検査します。 (すべての竪穴区画について検査できるよう、前回の検査対象と異なる区画を選定してください。)

なお、単体の防火扉で竪穴区画が形成される個所については(18)の検査は不要です。

別記第一号 (A4)

検査結果表 (防火扉) 温度ヒューズ式 防火扉の記入例

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与した	代表となる検査者	** **	1
	その他の検査者	•• ••	2

						検査結果	査結果	
番号	(4	・ 査 項 目 4)の検査項目は検査		検査事項	指摘 なし	要是正	既 存 不適格	担当 検査者 番号
(1)	×	対象外です。	閉鎖又は作動 状況	の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の	0			1 • 2
	防火扉(各階		扇の取付けの	状況	0			1 • 2
(3)	の主要な常閉 防火扉及び防 火ダンパーを		扉 枠及び金	物の劣化及び損傷の状況		0		1 • 2
	ペタンハーを 除く。)	常閉防火扉	固定の状況					
(5)		人の通行の用に供する部 分に設ける防火扉 1	作動の状況		<i>7</i> O			1 • 2
(6)		煙感知器、熱煙複合式	設置位置	運動エネルギーが10J超又は閉鎖力が 150N超であれば「要是正」。ただし、平成				
(7)		感知器及び熱感知器	感知の状況	17年11月30日以前の建物については判				
(8)		温度ヒューズ装置	設置の状況	定基準に適合しない場合、「要是正」と	0			1 • 2
(9)			スイッチ類及	「既存不適格」に〇印を入れます。				
(10)			結線接続の状	况				
(11)	連動機構	連動制御器	接地の状況					
(12)			予備電源への	切り替えの状況				
(13)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷	の状況				
(14)		運動機構用予備電源	容量の状況					
(15)	自動閉鎖装置		設置の状況					
(16)			再ロックの防止機構の作動の状況					
(17)		2	防火扉の閉鎖	の状況		0		1 • 2
(18)	総合的な作動の状況			&基準法施行令(昭和二十五年政令第338号。以下「令」 12条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)				

		担当		
	指摘なし	要是正	既 存 不適格	担ヨ 検査者 番号
		0	0	1 • 2
		0	0	1 • 2
		0	0	1 • 2
		0	0	1 • 2
		0	0	1 • 2
•		0	0	1 • 2
		0	0	1 • 2
		0	0	1 • 2
		0	0	1 • 2
		0	0	1 • 2

この検査結果表は面積区画に温度ヒューズ式の防火扉が設置されている場合の記載例です

特記事項

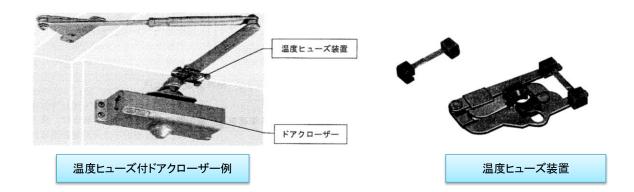
番号	検査項目	検査項目 指摘の具体的内容等		改善(予 定)年月
(3)	枠の劣化	枠に著しい腐食有	補修の上、再塗装	R(). ()
(17)	防火扉の閉鎖の状況	枠が変形し完全に閉鎖しない	検討中	未定
(6) ~(16)	連動機構	異種用途区画が温度ヒューズ式で連動機構なし	既存不適格	未定
(5)	作動の状況	防火扉の運動エネルギー及び閉鎖力が規定値を超える	既存不適格	未定

昭和48年12月31日以前の建物で

異種用途区画や竪穴区画に温度ヒューズ式が設置されている場合は既存不適格となりますので (6)~(16)の「要是正」と「既存不適格」に〇印を入れ、特記事項の欄に①の記入例を参考に記載してください。

平成17年11月30日以前の建物で

防火設備(防火扉等)の運動エネルギー及び閉鎖力が規定値を超える場合は既存不適格となりますので (5)の「要是正」と「既存不適格」に〇印を入れ、特記事項の欄に②の記入例を参考に記載してください。



1 (5) 作動の状況

平成17年12月1日に法改正に伴い新たに義務付けされた性能で、防火扉が閉鎖する際、身体に重大な危害が 及ぶおそれがないことを検査します。

判定基準: 運動エネルギーが10J以下で閉鎖力が150N以下であること。

運動エネルギー $K=1/2 \times M \times V^2$ K: 運動エネルギー (J) M: シャッター質量 (kg)

V:閉鎖速度 (m/秒)

検査方法: 扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、運動エネルギーを算出。

また、閉鎖力はプッシュプルゲージ等により検査。

なお、運動エネルギーと閉鎖力については(一財)日本建築防災協会の「防火設備定期検査業務基準」や (一社)日本シヤッター・ドア協会等の「防火戸の運用に関する手引き」に判定の目安となる表が掲載されて います。

検査結果が判定基準に適合しない場合は「要是正」に○印を入れます。

平成17年11月30日以前の建物で判定基準を下回った場合は、「要是正」と「既存不適格」に〇印を入れます。

2 (17) 防火扉の閉鎖の状況

温度ヒューズを外し全ての防火扉の作動の状況を確認します。

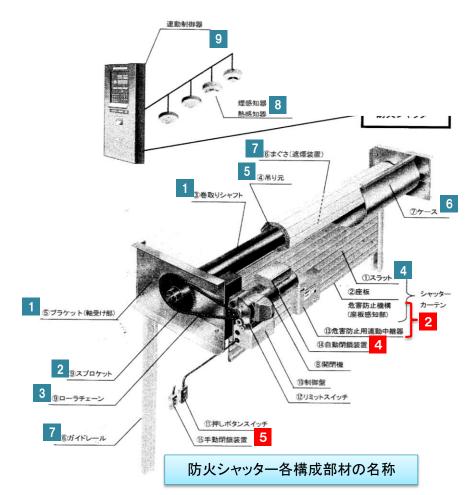
注:昭和49年1月より、竪穴区画や異種用途区画に用いる防火戸(防火扉、防火シャッター)は煙感知器連動が義務付けられていますが、それ以前の建物には温度ヒューズ式が設置されています。このため、これらの区画に温度ヒューズ式が設置されている場合は「既存不適格」となります。その場合、現行法に適合しない検査項目には「要是正」と「既存不適格」に〇印をいれてください。

感知器連動の 防火シャッターの記入例

検査結果表 (防火シャッター)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与した	代表となる検査者	•• ••	
当該検査に関与した 検査者			
	その他の検査者		

	検 査 項 目					L	検査結果		+0 1/4
番号				検査事項		指摘なし	要是正	既 存 不適格	担当 検査者 番号
(1)		設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並び	ドに照明器具及び懸垂物等の状況	ļ	0		小地位	1
(2)		1	軸受け部のブラケット、巻取りシ	· ャフト及び開閉機の取付けの状	況				
(3)	1	駆動装置((二)の項から (四)の項までの点検につ 2	スプロケットの設置の状況						
(4)		いては、日常的に開閉す るものに限る。)	軸受け部のブラケット、ベアリン 劣化及び損傷の状況	/グ及びスプロケット又はローブ	『車の				
(5)		3	ローラチェーン又はワイヤローフ	プの劣化及び損傷の状況		0			1
(6)	防火シャッ	4	スラット及び座板の劣化等の状況	ł		0			1
(7)	ター	カーテン部 5	吊り元の劣化及び損傷並びに固定	TI ALL OF		1 0			1
(8)	6	ケース	劣化及び損傷の状況	平成17年11月30日以		0			1
(9)	7	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	物で危害防止装置が の場合は(10)~(14)の		0	450000		1
(10)			危害防止用連動中継器の配線の	正」と「既存不適格」に			\circ	0	1
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化	入れます。			\circ	\circ	1
(12)	2	危害防止装置(人の通行 の用に供する部分に設け	危害防止装置用予備電源の容量の	>状況			\circ	0	1
(13)		る防火シャッターに係る ものに限る。)	座板感知部の劣化及び損傷並びは	- 作動の状況			0	\circ	1
(14)			作動の状況				. ()	0.	1
(15)	8	煙感知器、熱煙複合式	設置位置			0		•	1
(16)	0	感知器及び熱感知器	感知の状況			0			1
(17)		温度ヒューズ装置		表置が未設置の場合でも	運動				
(18)			スイッチ類及び衣が灯の水が	-の確認は必要です		0			1
(19)	3		結線接続の状況			0			1
(20)	連動機構	連動制御器	接地の状況			0			1
(21)			予備電源への切り替えの状況			0			1
(22)			劣化及び損傷の状況			0			1
(23)		連動機構用予備電源	容量の状況	取点反面に単体の関	يديب عاد	1 0			1
(24)	4	自動閉鎖装置	設置の状況	- 竪穴区画に単体の防 ターのみ設置されてい					1
(25)	5	手動閉鎖装置	設置の状況	は(27)の検査は不要			1		
(26)		6	防火シャッターの閉鎖の状況						1
(27)	総合的な作動の状	7	防火区画(令第112条第11項から第13項ま	までの規定による区画に限る。)の形成	の状況	10			1
上記以			置されていない場合は、						
特記事	項								
番号		検査項目	指摘の具体的内容	等	改善策	5の具体的内容	等		改善(予 定)年月
(10) ~ (14)	危害防止装置		未設置	既有	字不適格				未定
(25)	手動閉鎖装置		未設置(特記事項)	手重	加閉鎖装置の	設置			未定



1 (2)~(5) 駆動装置

(2)から(4)の検査項目は日常的に開閉する防火シャッターに限ります。

2 (10)~(14) 危害防止装置

危害防止装置は平成17年12月1日に法改正に伴い新たに義務付けされた性能で、感知器又は手動閉鎖装置の作動 により防火シャッターが自重で降下している際、防火シャッターの座板感知部が人や物に接触すると閉鎖動作 を停止し、なくなると再び降下をはじめて閉鎖する装置です。

座板が床上1,500mmの位置で座板感知部を作動させ防火シャッターが5cm以内で停止するかを検査します。

3 (15)~(25) 連動機構

火災により煙又は熱が発生した場合に、感知器からの火災信号を受信し防火シャッターを 自動的に閉鎖する**一連の機構**のことです。

4 (24) 自動閉鎖装置

連動制御器からの作動信号を受けて自動的に防火シャッターを閉鎖させるための装置です。

5 (25) 手動閉鎖装置

手動閉鎖装置は火災などのときに、手動で防火シャッターを閉鎖させるための装置です。 連動制御器内の起動スイッチで閉鎖させる仕組みもあります。

6 (26) 防火シャッターの閉鎖の状況

感知器を作動させ全ての防火シャッターの作動状況を確認します。ただし、(27)の検査が行われるものは不要です。また、1以上の防火シャッターについて予備電源に切り替え作動状況を確認します。

7 (27) 防火区画の形成の状況

竪穴区画がある場合が対象となります。また、竪穴区画が複数ある場合は1区画以上について感知器を作動させ複数の防火シャッターの作動の状況及び防火区画の形成の状況について検査します。

(すべての竪穴区画について検査できるよう、前回の検査対象と異なる区画を選定してください。)

なお、単体の防火シャッターで竪穴区画が形成される個所については(27)の検査は不要です。

別記第 二号 (A4)

検査結果表 (防火シャッター)

温度ヒューズ式 防火シャッターの記入例

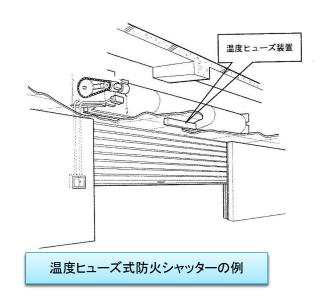
		氏 名	検査者番号
当該検査に関与した	代表となる検査者	•• ••	
検査者	7 m/4 m4A++		
	その他の検査者		

							検査結果	Į.	担当
番号	検	: 査項目		検査事項		指摘	要是正		検査者 番号
						なし		既 存 不適格	钳万
(1)		設置場所の周囲状況	閉鎖の障害とな	る物品の放置並びに照明器具及び懸	垂物等の状況	0			1
(2)			軸受け部のブラ	ケット、巻取りシャフト及び開閉機	の取付けの状況				
(3)	1	駆動装置((二)の項から (四)の項までの点検につ	スプロケットの	設置の状況					
(4)		いては、日常的に開閉す るものに限る。)	軸受け部のブラ 劣化及び損傷の	ケット、ベアリング及びスプロケッ 伏況	ト又はロープ車の				
(5)	1		ローラチェーン	又はワイヤロープの劣化及び損傷の	状況	0			1
(6)	防火シャッ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	スラット及び座	版の劣化等の状況		0			1
(7)	ター	カーテン部	吊り元の劣化及	び損傷並びに固定の状況		0			1
(8)]	ケース	劣化及び損傷の	 状況		0			1
(9)]	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の			0			1
(10)			危害防止用連動	中継器の配線の状況			0	0	1
(11)		危害防止装置(人の通行の	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				0	0	1
(12)	2		危害防止装置用予備電源の容量の状況				0	0	1
(13)		限る。)	座板感知部の劣	化及び損傷並びに作動の状況			0	0	1
(14)			作動の状況				0	0	1
(15)		煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器 感知の状況 危害防止装置が未設置の場合でも運動							
(16)				全実吐止壮罴が土弧罴 /	7世令 でも運動				
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況	エネルギーの確認は必要		0			1
(18)			スイッチ類及び	表示灯の状況					
(19)		連動制御器	結線接続の状況						
(20)	連動機構		接地の状況			_/_			
(21)	_		予備電源への切	り替えの状況		_/_			
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の	状況		_/_			
(24)	1	Colombial m	容量の状況			$+\!\!\!/-$			
(25)	-	自動閉鎖装置	設置の状況			$+\!\!\!/-$			
(26)		手動閉鎖装置	設置の状況	and Alband I No		-			
(27)	総合的な作動の特	犬況	防火シャッター		TV \m Meharth vi	$\frac{10}{10}$			1
上記以	1810		80八区四(守第112条	第11項から第13項までの規定による区画に降	x'る。 J の 形成の 状況		<u> </u>	<u> </u>	}
_ ====		1A /-	- , , ,	(+ — — ,	<u> </u>		- P.L		
	_ この	検査結果	面に対	積区画に温	サビュー.	ス式は	ク防	火	
	مدر خ	ッター 杉型	害され	ている場合	の記載な	リズナ			
特記事	リンパ	ノブール・記	回これ	いいる物口	ノコロ甲以び	1 6 9			· 改善(子
番号 (10)									定)年月
(10) ~(14) (15)	危害防止装置		未設置		既存不適格				未定
(10)	連動機構		異種用途区画が	温度ヒューズ式で連動機構なし	既存不適格				未定
~ (24)	1								

	0	0	
	0	C	
	検査結果	0	
指摘	要是正	0	ħ.
なし	0	既 存 不適格	
	0	0	
	0	0	
	0	0	
	0	0	
	0	0	
	0	0	
	0	0	
	0	0	
	0	0	
	0	0	

昭和48年12月31日以前の建物で

異種用途区画や竪穴区画に温度ヒューズ式が設置されている場合は既存不適格となりますので (15)~(24)の「要是正」と「既存不適格」こ〇印を入れ、①の記入例を参考に記載してください。



1 (2)~(5) 駆動装置

(2)から(4)の検査項目は日常的に開閉する防火シャッターに限ります。

2 (10)~(14) 危害防止装置

危害防止装置は平成17年12月1日に法改正に伴い新たに義務付けされた性能で、防火シャッターが降下している際、防火シャッターの座板感知部が人や物に接触すると閉鎖動作を停止し、なくなると自重で再び降下をはじめて閉鎖する装置ですが、温度ヒューズ式の場合は基本的に設けられていないと思われます。 危害防止装置がついていない場合は「要是正」と「既存不適格」に〇印を入れてください。

3 (26) 防火シャッターの閉鎖の状況

温度ヒューズを外し全ての防火シャッターの作動の状況を確認します。ただし、(27)の検査が行われるものは不要です。

異種用途や竪穴区画に温度ヒューズ式が設置されていた場合は「要是正」と「既存不適格」に〇印を入れます。

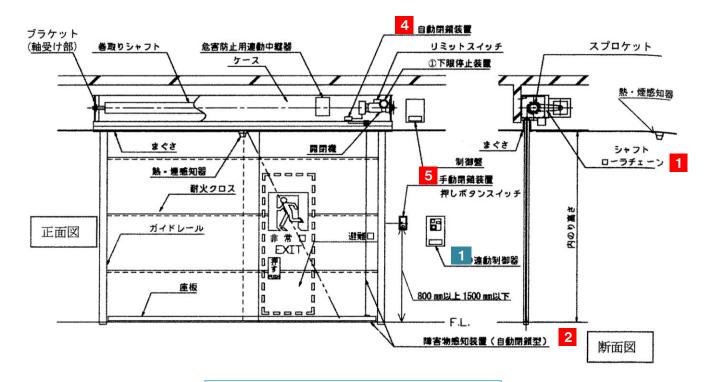
注:昭和49年1月より、竪穴区画や異種用途区画に用いる防火戸(防火扉、防火シャッター)は煙感知器連動が義務付けられていますが、それ以前の建物には温度ヒューズ式が設置されています。このため、これらの区画に温度ヒューズ式が設置されている場合は「既存不適格」となります。その場合、現行法に適合しない個所の「要是正」と「既存不適格」に〇印をいれてください。

検査結果表 (耐火クロススクリーン)

耐火クロススクリーンの記入例

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与した	代表となる検査者	** **	
当該検査に関与した 検査者			
	その他の検査者		

							検査結果	:	1 0.74
番号	検	査 項 目		検査事項		指摘なし	要是正	既 存 不適格	担当 検査者 番号
(1)		設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並	びに照明器具及び	び懸垂物等の状況	0		21276442	1
(2)	1	駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷	の状況		0			1
(3)			耐火クロス及び座板の劣化及び 平成17年11月30日以前の		0			1	
(4)		カーテン部	吊り元の劣化及び損傷並びに固		ては、巻き取り	0			1
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況		止装置が設置 ── い場合又は、バ	0			1
(6)	耐火クロスス クリーン	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		動エネルギー	0			1
(7)	, , •		危害防止用連動中継器の配線の	が10J超又に			0	0	1
(8)		危害防止装置(人の通行	危害防止装置用予備電源の劣化		·合は「要是正」 - i格」に〇印を		0	0	1
(9)	2	の用に供する部分に設け	危害防止装置用予備電源の容量				0	0	1
(10)	_	る耐火クロススクリーン に係るものに限る。)	座板感知部の劣化及び損傷並び	に作動の状況			0	0	1
(11)			作動の状況				. 0	0	1
(12)		煙感知器、熱煙複合式	設置位置			0			1
(13))	感知器及び熱感知器	感知の状況			1 0			1
(14)			たま防止装置が未設置の場合でも運動 - スイッチ類及び表 エネルギーの確認は必要です			0		1	
(15)		連動制御器	結線接続の状況			0			1
(16)	3		接地の状況			0			1
(17)	連動機構		予備電源への切り替えの状況	状況		0			1
(18)			劣化及び損傷の状況			0			1
(19)		連動機構用予備電源	容量の状況			0			1
(20)	4	自動閉鎖装置	設置の状況			0			1
(21)	5	手動閉鎖装置	設置の状況			0			1
(22)		6	耐火クロススクリーンの閉鎖の	状況		0			1
(23)	総合的な作動の	状況 7	防火区画(令第112条第11項から第13項までの	規定による区画に限る	。)の形成の状況	2 O			1
上記以	以外の検査項目								
					の耐火クロススク				
				ンのみ設直さ)の検査は不見	れている場合は - 要です。				
			(=0)	, ,	~ ~ ~ ~				
特記事	事項					-			
番号			の具体的内	容等		改善(予定)年月			
(7) ~(11)	危害防止装置		未設置 既存不適格					未定	
(14)	連動制御器		表示灯不良		表示灯交換				R (). ()



巻き取り式耐火クロススクリーンの構造例



バランス式耐火クロススクリーンの構造例

- ①耐火クロススクリーンはその構造方法により巻き取り式とバランス式があります。
- ②バランス式耐火スクリーンはスクリーンを持ち上げるための「手掛け」 2 が付いています。
- ③耐火クロススクリーンは、全て建築基準法施行令第112条第14項の「国土交通大臣の認定を受けたもの」に該当する大臣認定取得品です。

1 (2) 駆動装置

カーテン部を開閉させる駆動装置のローラチェーンにたるみ・腐食・固着や異常な振動・歯飛びなどについて 目視、聴診により検査します。

2 (7)~(11) 危害防止装置

危害防止装置は平成17年12月1日に法改正に伴い新たに義務付けされた性能で、感知器又は手動閉鎖装置の作動により耐火クロススクリーンが自重で降下している際、耐火クロススクリーンの座板感知部が人や物に接触すると閉鎖動作を停止し、なくなると再び降下をはじめて閉鎖する装置です。なお、耐火クロススクリーンには巻き取り式とバランス式がありますが**バランス式には元々危害防止装置は設置されていません**。(このため、巻き取り式とバランス式では判定基準が異なります)

巻き取り式

判定基準:運動エネルギーが10J以下であること。

座板が床上1,500mmの位置で座板感知部を作動させ耐火クロススクリーンが停止し その**停止距離が5cmを超えないこと**。また、障害物がなくなった後、再降下すること。

バランス式

判定基準:運動エネルギーが10J以下で閉鎖力が150N以下であること。

閉鎖力の検査方法はプッシュプルゲージ等を用いて、床上300mmからの閉鎖時の 閉鎖力を測定。

検査結果が判定基準に適合しない場合は「要是正」に〇印を入れます。平成17年11月30日以前の 建物で判定基準に適合しない場合は、「要是正」と「既存不適格」に〇印を入れます。

運動エネルギーの確認は下記の「運動エネルギーの簡易確認方法」によることもできます。

(運動エネルギーの簡易確認方法)

- ・耐火クロススクリーンの開口幅を測定する。
- ・座板が床上1,000mmの位置を通過した時点から床面に到達するまでの閉鎖時間を ストップウォッチで測定する。
- ・巻き取り式にあっては、下記表より開口幅に対し測定した閉鎖時間が適用閉鎖 時間であれば、10J以下を満足する。
- ・バランス式にあっては、開口幅に関わらず閉鎖時間が1.3秒より長ければ10J以下 と判定する。

運動エネルギー簡易確認表

開口幅(m)	適用閉鎖時間(秒)以上
2以下	2. 0
2超~4以下	2.8
4超~6以下	3. 4
6超~8以下	3.8
8超~10以下	4. 1
10超~12以下	4. 4
12超~14以下	4. 7
14超~16以下	4. 9
16超~18以下	5. 2
18超~20以下	5.4
20超~22以下	5. 7
22超~24以下	5.9
24超~25以下	6.0

※上記判定方法で不合格になった場合、耐火クロススクリーンのカーテン部(耐火クロス+座板+避難口) の質量(Kg)を耐火クロススクリーンメーカーに確認し、床面より1,000mmの高さから全閉鎖するまでの時間T(秒)を測定して、下記の式により運動エネルギーを計算して判定する。

運動エネルギー $K=1/2\times M\times V^2$

K:運動エネルギー (J)

T:床面1mの高さからの全閉鎖時間(秒)

 $K=1/2\times M\times (1/T)^2$

V:閉鎖速度 (m/秒)

M:耐火クロススクリーンカーテン部質量 (kg)

K≦10 又は 2K≦20 で合格

3 (12)~(21) 連動機構

火災により煙又は熱が発生した場合に、感知器からの火災信号を受信し耐火クロススクリーンを自動的に閉鎖する一連の機構のことで感知器、連動制御器、自動閉鎖装置、手動閉鎖装置などで構成されます。

4 (20) 自動閉鎖装置

連動制御器からの作動信号を受けて自動的に耐火クロススクリーンを閉鎖させるための装置です。

5 (21) 手動閉鎖装置

手動閉鎖装置は火災などのときに、手動で耐火クロススクリーンを閉鎖させるための装置です。 連動制御器内の起動スイッチで閉鎖させる仕組みもあります。

6 (22) 耐火クロススクリーンの閉鎖の状況

感知器を作動させ全ての耐火クロススクリーンの作動の状況を確認します。ただし、(23)の検査が行われるものは不要です。また、**1以上**の耐火クロススクリーンについて予備電源に切り替え、作動の状況を確認します。

7(23)防火区画の形成の状況

竪穴区画がある場合が対象となります。また、竪穴区画が複数ある場合は1区画以上について感知器を作動させ複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及び防火区画の形成の状況について検査します。

(すべての竪穴区画について検査できるよう、前回の検査対象と異なる区画を選定してください。)

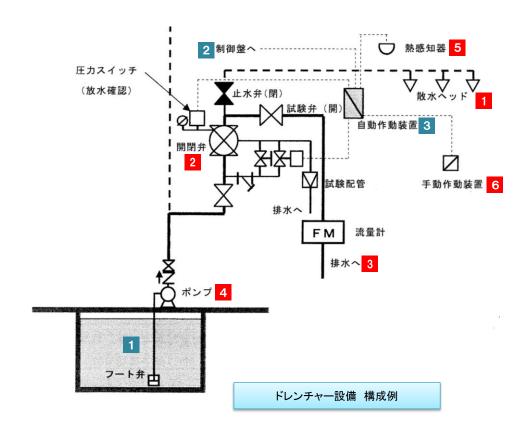
なお、単体の耐火クロススクリーンで竪穴区画が形成される個所については(23)の検査は不要です。

検査結果表

(ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与した 検査者	代表となる検査者	** **	1
	その他の検査者	•• ••	2
	ての他の検査有		

						検査結果	Į.	+口 本
番号	検	査 項 目	検査事項	lan	指摘なし	要是正	既 存 不適格	担当 検査者 番号
(1)		設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状	況	0		个调馆	1 • 2
(2)	1	散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況		Ō			1 • 2
(3)	2	開閉弁	開閉弁の状況		0			1 • 2
(4)	3	排水設備	排水の状況			0		1 • 2
(5)	1	Lyr	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況		0			1 • 2
(6)	<u> </u>	水源	給水装置の状況		0			1 • 2
(7)	ドレンチャー		ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況		0			1 • 2
(8)	等		結線接続の状況		0			1 • 2
(9)			接地の状況		0			1 • 2
(10)	4	ha (7)	ポンプ及び電動機の状況		0			1 • 2
(11)	4	加圧送水装置	加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況		0			1 • 2
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		0			1 • 2
(13)		**	加圧送水装置用予備電源の容量の状況					1 • 2
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況					1 • 2
(15)		煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器(火災	設置位置		0			1 • 2
(16)		感知器用ヘッド等の感知 装置を含む。) 5	感知の状況		0			1 • 2
(17)			スイッチ類及び表示灯の状況		0			1 • 2
(18)	2	`ar asi, Hui /kn 00	結線接続の状況		0			1 • 2
(19)	連動機構	連動制御器	接地の状況		0			1 • 2
(20)			予備電源への切り替えの状況		0			1 • 2
(21)		字机松井口 7 牌走泥	劣化及び損傷の状況		0			1 • 2
(22)		連動機構用予備電源	容量の状況		0			1 • 2
(23)	3	自動作動装置	設置の状況		0			1 • 2
(24)	6	手動作動装置	設置の状況		0			1 • 2
(25)	総合的な作動の	TF 211	ドレンチャー等の作動の状況		0			1 • 2
(26)	松合的な作動の	水 疣	防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成	成の状況	0			1 • 2
上記以	以外の検査項目							
特記事	項							
番号		検査項目	指摘の具体的内容等	女善策の具	体的内	容等		改善(予 定)年月
(4)	排水設備		排水管の腐食による排水不良 腐食箇所の取り	り換え				R ○. ○



※ドレンチャーの構成機器や作動方式は設置メーカーにより異なるので、検査に先立って構成機器を十分に確認し、 特に開閉弁の常時の開閉位置や検査時の開閉位置を把握し、間違っても誤放水などを起こさないよう十分注意して ください。

1 (2) 散水ヘッド

ヘッドの変形や破損等について目視で確認します。

2 (3) 開閉弁

漏れ、変形、損傷、著しい腐食等について目視により確認します。 弁本体及び付属装置、放水試験弁、一次側止水弁及び二次側止水弁などを手動操作し弁類の操作が容易か否か について検査します。

3 (4) 排水設備

放水区域に放水できる場合にあっては、放水し排水の状況を目視により確認します。 放水区域に放水できない場合は、放水せず、排水溝のつまり等を目視により確認します。

4 (7)~(14) 加圧送水装置

加圧送水装置(ポンプ)を起動させるための予備電源は、ほとんどの場合自家発電設備です。自家発電設備の 試験は、電気事業法による自家用電気工作物に関する資格者の立会いのもとに行うことが望ましいと思われま す。

また、常用電源から自家発電設備等の切り替え試験を実施する場合は、予備電源の検査に併せて行うことが現実的です。

5 (16) 感知の状況

感知器については加熱試験器等により全数検査します。なお、起動の確認の際は開閉弁二次側の止水弁を閉止 し、現地に放水することが無いよう十分に注意してください。

火災感知用ヘッドは検査時に作動させることはせず、同じ感知配管に設けている手動操作弁の操作で代用して ください。

6 (24) 手動作動装置

水幕形成部の付近に設置され現地でドレンチャーの起動操作を行う装置です。

関係写真の記入の仕方

既存不適格以外の指摘事項には、写真が必要です。

別添2様式		検査結果表の中から「要となった項目の番号を記 ください。	是正」 !入して	/	検査結果表 項目」を記 <i>力</i>	より代表となる「検査 してください。
	番号 #	検査項目			給 名	
部位	0-0				☑ 要是正	□ その他
	写真貼付要是正等の判定で当確認できる写真を開	当該部位の状況が	その部位	の状況		でください
		N*551	•		- ^4	t- (-)- H
部位	番号 ○-○○	検査項目 ××××	目		▼ 要是正	査結果 □ その他
	写真貼付 要是正等の判定で当 確認できる写真を貼	当該部位の状況が	特記事項 その部位	の状況	を記入	

(注意)

- ① この書類は、検査の結果「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目等について作成してください。 また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。 「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「☑」マークを入れ、それ 以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「☑」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

関係図面の記入例

関係図面として、付近見取り図、各階平面図を添付してください。

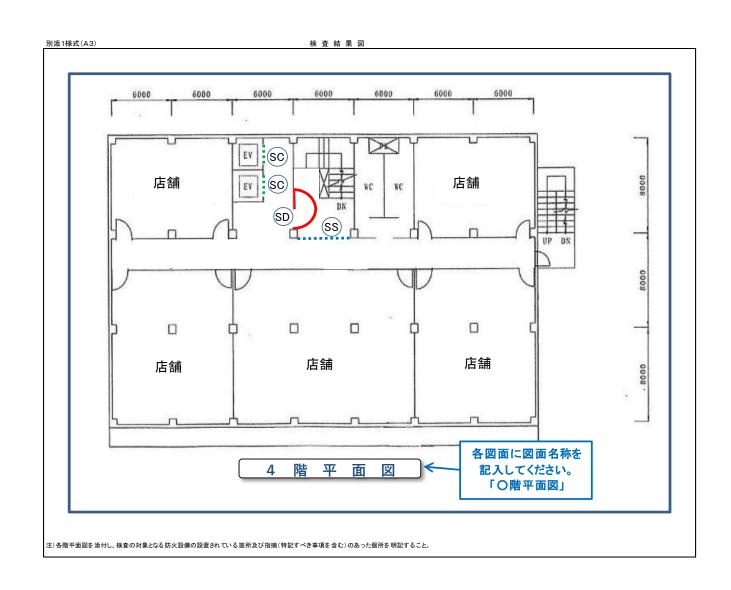


各階平面図を 添付してください

検査結果図(別添1様式)に各階平面図を縮小して貼り付けてく ださい。

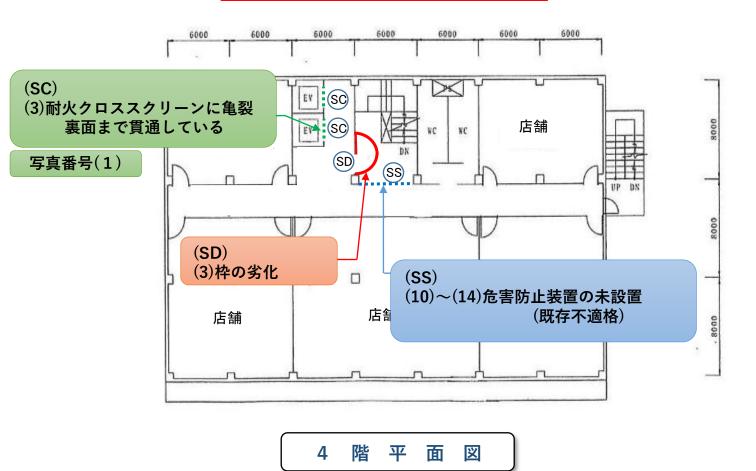
検査の対象となる**防火設備の種類、設置箇所**を 明示してください。

- ※検査結果図の代わりに、各階平面図を使用されても構いません。
- ※検査結果図等は、A4サイズに折るなどして、添付してください。



平面図の記入例

各階平面図に、<mark>指摘内容</mark>を記入してください。 (既存不適格も記入)



防火設備の数が多い場合は、階別、防火設備の種類別の数量一覧表を表記してください。

また、図面に記載された防火設備の数と(第二面)【5】の【口】に記載された数が一致することを確認してください。

数が多い場合は、防火設備の種類別集計表を記載してください

枚数

						154554
防火設備の種類		1階	2階	3階	4階	合計
防火扉	(SD)	1	1	1	1	4
防火シャッター	(SS)	1	1	1	1	4
耐火スクリーン	(SC)	2	2	2	2	8

概要書の記入例

整 理 番 号 1 0 2 C 0 9 9 9 2

第	三十六号の九様式(第六)	条、第六条の三、第十 定期検査報 定期検査報 防火設 (第一)定期検査報告概要書は、定期検査報告書の内 容を転記してください。 センターのHPより様式をダウンロードされますと、 自動的に報告書の内容がコピーされます
ľ	【 口. 氏 名】 【 ハ. 郵便番号】	OOカイ OOビョウイン リジチョウ ◇◇ ◇◇ OO会 OO病院 理事長 ◇◇ ◇◇ 811-*** 福岡市東区△△△△1丁目1番1号
ľ	【 口. 氏 名 】 【 ハ. 郵便番号】	©○カイ ○○ビョウイン リジチョウ ◇◇ ◇◇ ○○会 ○○病院 理事長 ◇◇ ◇◇ ○○811-*** 福岡市東区△△△△1丁目1番1号
ľ	【ロ.名称のフリガナ】 【ハ.名 称】	福岡県大野城市上大利〇一〇一〇 OOカイ OOビョウイン OO会 OO病院 病院
ľ	4. 検査による指摘の概 【イ. 指摘の内容】 【ロ. 指摘の概要】 【ハ. 改善予定の有無】 【ニ. その他特記事項】	要】 【/要是正の指摘あり (
1	【 ロ. 不具合記録】 【 ハ. 不具合の概要】 【 ニ. 改善の状況】	有 ! 無 有 ! 無 有 ! 無 実施済 □ 改善予定(令和 年 月に改善予定) 予定なし(理由:

防火設備の状況等

[. 建築物の概要】 イ. 階 数】 ロ. 建築面積】 ハ. 延べ面積】	地上 0	階 地丁 〇〇 n 〇〇 n	î			
[・確認済証交付年 イ・確認済証交付 ロ・確認済証交付 ハ・検査済証交付 ニ・検査済証交付	け年月日】 け者】 ┃ け年月日】 .	✓建築主事等	O 年 O .	認検査機関(00	号) 号)
[. 検査日等】 イ. 今回の検査】 ロ. 前回の検査】 ハ. 前回の検査に	✓ 実施(令和 ○ 年 ○○ ○ 年 の写し】 【✓		日 実施 日 報告)	ミ実施	
ľ	(1		首) 〔 <mark>1級</mark>)建 5火設備検査		(大臣)登録第		号 号
		へ. 氏 新 発 大 、 、 、 、 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	◆◆ ◆ ◆◆一級		(福岡リ	₹)知事登録簿	等 1-*****	号
	(-	ト.電話番号】 その他の検査者) イ.資格】(以	000-000)建 5火設備検査	-000 築士	()登録 <i>等</i>		号 号
		ロ. 氏名のフリカ ハ. 氏 名】 ニ. 勤 務 先】 (ホ. 郵便番号】	■■ ■ ◆◆一級	<mark>建築士事務所</mark> 築 士 事 務 所	(福岡リ	!)知事登録第	字 1-****	号
[5	へ.所在 地】 ト.電話番号】 .防火設備の概要 イ.避難安全検記		-000	難安全検証法	(階)□階៛	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	:(階)
		口.防火設備】	✓防火扉(✓防火シャ	- □全館過	達難安全検 枚)	証法 □その)他()
				ススクリーン ャー(f		,		

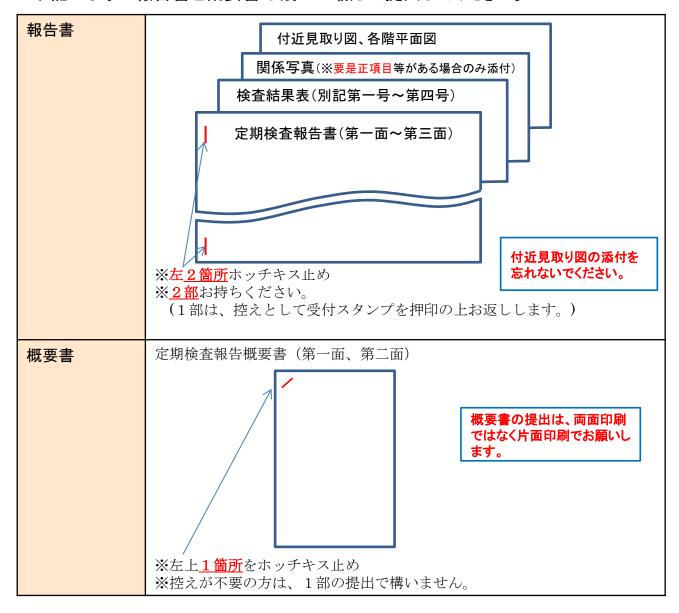
【 6 . 備考】

⁽注意)

この様式には、第三十六号の八様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があった防火設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

報告書の綴じ方

下記のように報告書と概要書は別々に綴じて提出してください。



当センターのホームページより、新たな報告書、概要書の様式をダウンロードしてください。

報告書は次回検査時までは必ず保管しておいてください。

改訂履歴

改訂日	ページ	改訂内容				
	28	改訂履歴のページを追加				
	1,3,7,9,15,19,25,26	年月日の表記を「○」に変更				
	1,3,7	吹き出しコメントや記載例の一部を変更				
	9	検査結果表を変更				
	10	解説資料を変更				
R5年4月1日	11	検査結果表を変更				
	13	検査結果表を変更				
	14	解説資料を変更				
	15	検査結果表を変更				
	23	検査結果図説明資料を変更				
	24	記入例のページを追加				
	3, 26	建築主事→建築主事等に変更など				
	1,25	建物住所を福岡市→福岡県に変更、整理番号変更				
	9,13	「昭和48年12月31日以前の建物で異種用途区画や竪穴区画に温度ヒューズ式が・・・」				
R7年7月1日	9,13	のコメント追加				
	7.9,11,13,1519	告示改正に伴う様式変更				
	8,10	告示改正に伴い、(4)作動の状況 コメント欄の「危害防止装置」を削除				
	8,10	告示改正に伴い、各検査項目番号変更				